

前回会議における主な意見と対応等

主 な 意 見	対 応 等
<ul style="list-style-type: none"> 5年後の税の見直しに向けて、3年後くらいから具体的な検討作業に入るべき 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な検討作業は早期に行う
<ul style="list-style-type: none"> 全国統一的な森林づくりの財源確保の仕組みづくりを国に提言するべき 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の公益的機能拡充推進協議会(海なし7県の協議会)や知事会などを通じて国に提言していく
<ul style="list-style-type: none"> 税による森林づくりに関しては、県民への周知徹底はやや不十分、積極的に行うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 現場を実際に見ていただく活動や税活用事業の実績の公表などを通じて積極的にPRしていく
<ul style="list-style-type: none"> 森林づくりの人材育成に先進的に取り組むべき 	<ul style="list-style-type: none"> <u>担い手不足対策について検討していく</u>
<ul style="list-style-type: none"> 県民会議や地域会議については、公募枠を設けるよう検討するべき 	<ul style="list-style-type: none"> 今後に向けて検討していく
<ul style="list-style-type: none"> 間伐の効果を県民にもっと身近にわかりやすく感じてもらう施策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 現場を実際に見ていただく活動や税活用事業の実績の公表などを通じて積極的にPRしていく
<ul style="list-style-type: none"> 親やPTAが子供達に森の大切さを教えることができるようにするべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 木育活動等を充実していく中で検討していく
<ul style="list-style-type: none"> 間伐材は、民間とのタイアップで新たな商品の開発する等により有効活用すべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 流域ごとに木材の生産から利用にいたる仕組みの再構築を目指す林業再生プロジェクトを推進する中で、通常事業において検討していく
<ul style="list-style-type: none"> 税活用事業の実施結果を踏まえ、毎年事業見直しを行うべき 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度必要な見直しを行っていく
<ul style="list-style-type: none"> 木材の自給率向上、全木利用に向け、事業内容を見直し充実すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 流域ごとに木材の生産から利用にいたる仕組みの再構築を目指す林業再生プロジェクトを推進する中で、通常事業において検討していく
<ul style="list-style-type: none"> 間伐材の具体的な活用まで担保すべき 	<ul style="list-style-type: none"> <u>税活用事業では収入を伴う搬出行為を支援することは困難であり、搬出については通常事業により積極的に支援し推進していく</u>
<ul style="list-style-type: none"> 資源として間伐材を利用することで、公益性や公共性を持つ高い機能の森林をつくるのが大切であることをPRすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐材の活用が重要なことはPRしていくが、<u>税活用事業では収入を伴う搬出行為を支援することは困難であり、搬出については通常事業により積極的に支援し推進していく</u>
<ul style="list-style-type: none"> 木育では、従来の木工教室や森林教室の枠を超えたプログラムを開発すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 木育活動等を充実していく中で検討していく
<ul style="list-style-type: none"> 木育ではそれぞれの年齢に応じて木に触れて学習できるよう教育関係機関と連携すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 木育活動等を充実していく中で検討していく

平成19年度林業事業体等調査結果について

信州の木振興課

- 1 林業就業者数は、2,643人であり、雇用形態別には森林組合が1,094人(41%)、会社(林業)が676人(26%)、会社(建設等)が553人(21%)、個人営業体が226人(9%)となっています。(図1)
- 2 林業事業体数は、275事業体であり、森林組合が18組合(7%)、会社(林業)が71社(26%)、会社(建設等)が91社(33%)、個人営業体が80者(29%)となっています。(図2)
- 3 新規参入者数は、157人であり、森林組合が37人、会社(林業)が64人、会社(建設等)が31人、個人営業体が15人となっています。(図3)
- 4 就労日数別林業就業者数は、210日以上が988人で37%と最も多く、一方で59日以下の臨時的就業者が813人と31%を占め、二極化を呈しています。(図4)
- 5 就労日数別実就労日数は、210日以上が全体の61%を占めています。(図5)

※注 ①林業就業者：林業に従事する雇用主又は雇用契約に基づき林業事業体に雇用された者
 ②林業事業体：造林、保育、素材生産など林業を営む者

図1 雇用形態別林業就業者数

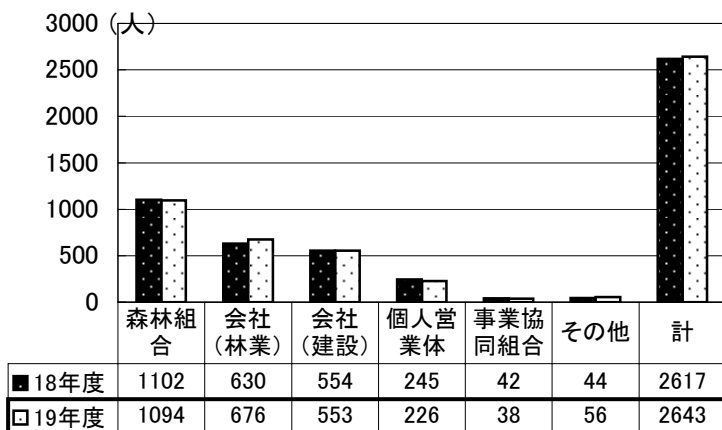


図2 林業事業体数

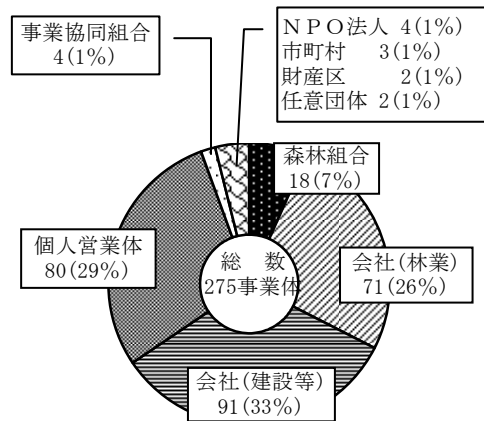


図3 新規参入者数

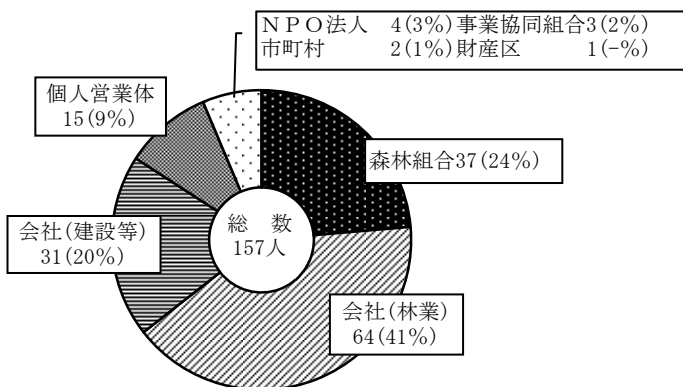


図4 就労日数別林業就業者数

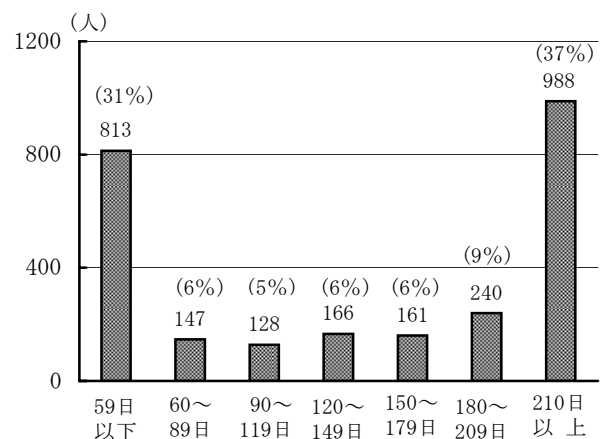
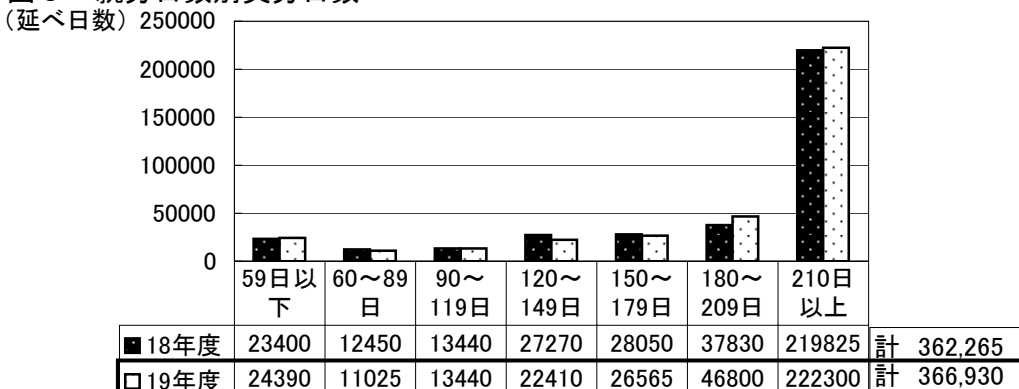


図5 就労日数別実就労日数



森林整備の担い手対策の取組み

信州の木振興課

取 組 み 内 容	長野県、長野県林業労働財団及び 林業・木材製造業労働災害防止協会長 野県支部が行う施策
-----------	---

担い手の確保	1 新規就労者の雇用拡大 ハローワーク業務 受入れ体制の整備	共同説明会、就業ガイダンス 新規参入者相談活動 ○住宅手当支援 ○就業準備資金貸付
	2 建設関連事業者等の参入促進 森林整備を担う技術者の養成	◎森林整備技術者養成講座の開設
	3 年間就労日数の増大 周年雇用者への社会保障費の支援	○退職金掛金の助成
	4 雇用に積極的な事業者の育成 専門家による事業者の経営支援	◎林業事業者経営改善計画の認定
	5 森林所有者による森林整備の推進 森林整備実践技術の伝授 林業用機械等施設導入の支援	◎林業普及指導活動 ◎林業士養成研修 ◎林業改善資金貸付

担い手の育成	1 新規就労者の育成 基礎的な知識・技術の研修 現場技術習得のためのOJT研修の実施	○新規参入技能者養成研修 緑の雇用担い手対策による研修
	2 中核的就労者の育成 資格・免許の取得研修 高度な知識・技術の習得	○林業技能作業士養成研修 ◎高度間伐技術者集団の育成
	3 素材生産の担い手の育成 普及用高性能林業機械のレンタル 高性能林業機械オペレーターの養成 機械化推進アドバイザーによる技術支援	高性能林業機械のレンタル ○高性能林業機械オペレータ養成研修 ○機械化推進アドバイザー派遣

担い手の定着	1 就労者の所得の向上 林業生産性の向上	◎高性能林業機械導入推進の支援
	2 社会保障の充実 社会保障費用等への支援	○人間ドッグ受診費支援 ○一人親方等特殊健診受診費支援
	3 働きやすい就業環境の整備 就業者相談活動	雇用改善アドバイザーによる相談活動
	4 労働安全性の向上 安全管理指導者の養成 安全作業巡回指導 安全衛生実技研修会	○安全管理指導専門家の養成 ○現場巡回指導の実施 ○安全管理指導者セミナーの実施 ○安全作業実技訓練の実施
	5 地域社会支援体制の整備 地域住民との交流活動	○新規参入定着支援活動

※ ◎印は県直営の施策、○印は県の補助等により財団等が実施している施策

森林づくり県民税活用事業と間伐材の搬出・利用の促進についての考え方

「長野県森林づくり県民税」は、エネルギー革命と経済発展等により、かつての森林と人との結びつきが薄れた結果、手入れが行われず放置されている里山の森林において、今、先送りすることができない状況になっている間伐を中心とした森林整備を、今後5年間で緊急に実施するため導入したものです。

里山での間伐を実施するにあたっては、できる限り間伐材の搬出・利用を進めますが、手入れの遅れた森林では、木が混み過ぎて肥大成長が遅れているために、搬出しても使えない間伐材等も多いことから、全ての材を搬出・利用することは困難です。

このため、積極的に間伐材を搬出・利用できる森林で、通常事業の7/10補助で実施する生産間伐と、どうしても搬出・利用できない森林で、森林づくり県民税活用事業の9/10補助で実施する保育間伐とを区分して、実際に現地では、これを組み合わせて間伐を進めていく取組を行っています。

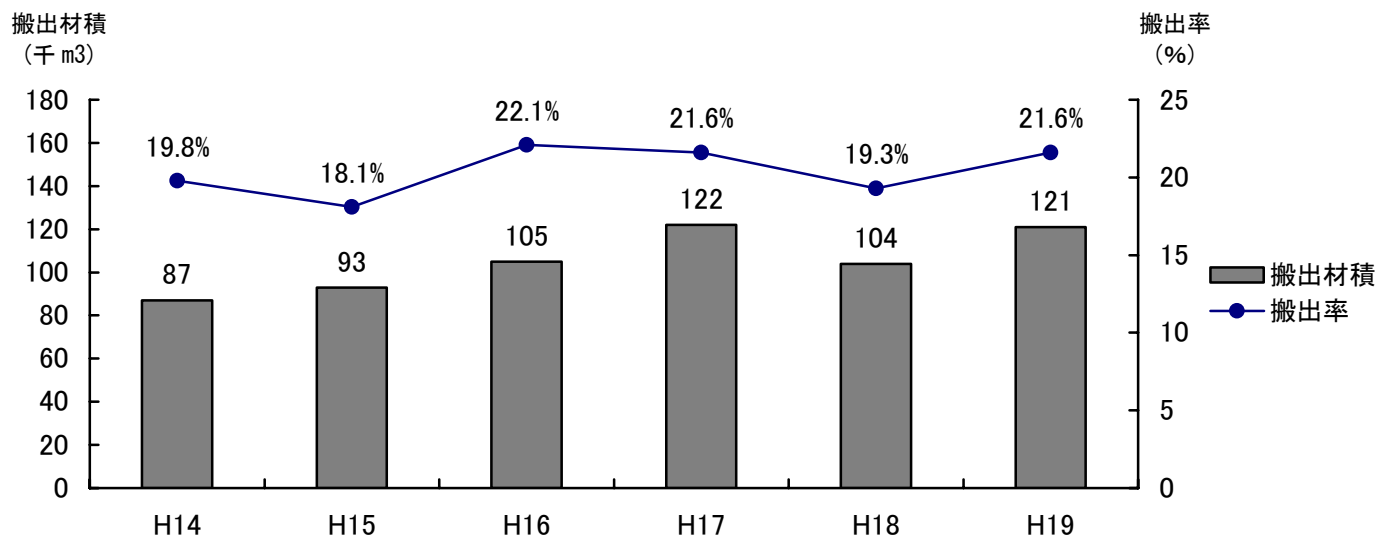
1 県内の間伐材の搬出率について

- (1) 長野県内の民有林における平成19年度の間伐材の搬出率は、材積割合で21.6%であり、過去5年間(H14~18)の平均20.2%と比較しても、僅かな増加に留まっている。

しかしながら、平成19年度の間伐材の搬出材積は、121千m³で、5年前(H14)の87千m³と比較し、約39%も増加している。

- (2) 長野県は、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づき策定した長期方針である「森林づくり指針」において、平成27年度の間伐材搬出面積を、平成15年度の2,900haから倍増の6,000haとする目標をたて取組を進めており、実現すれば200千m³程度の搬出材積が見込まれる。

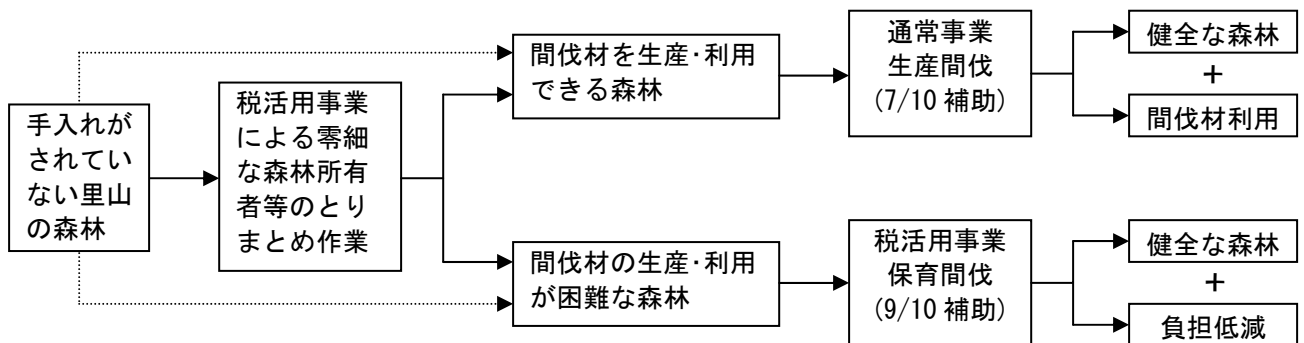
図1 長野県民有林の間伐材の搬出材積と搬出率



2 里山における間伐の促進と間伐材の搬出・利用に向けた取組

- (1) 税活用事業では、里山の間伐を進めるため、まず、集約化（森林所有者の同意を得て間伐を実施する森林を取りまとめる作業）を実施し、実際の間伐実行にあたっては、森林づくり県民税を活用して森林所有者の負担を低減する保育間伐と、通常事業により行う生産間伐を組み合わせ実施している。

図2 里山における間伐推進の取組



現在も、間伐材を搬出・利用できる森林では、積極的に通常事業を導入して、間伐材を利用する取組を行っており、里山の森林整備を進めるためには、間伐面積を増やす中で、生産間伐の割合をできる限り増やすとともに、今後とも間伐する森林の状況に合わせて、生産間伐と保育間伐を組み合わせ推進していかなくてはならない。

- (2) 合板用原木としての需要増加に見られるように、世界的な素材(丸太)不足により、県内外で国産材素材供給圧力が高まっていることを踏まえ、平成19年度から「林業再生プロジェクト」として、本県林業・木材産業の再興に向けて取り組んでいる。

このプロジェクトでは、森林税事業も一部活用しながら、施業の集約化・技術者の育成等を進め、間伐の推進と併せて搬出(素材生産)能力の向上を目指している。

さらに、生産された素材を適切に仕分けて域内需要に応える流通体制と、地域の特性を踏まえた加工体制を構築することを目指している。

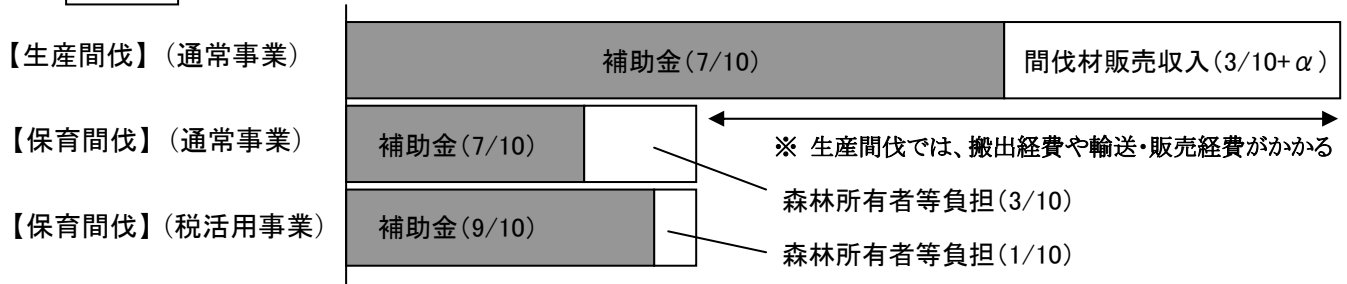
(詳細別紙参照)

【参考】

○ 生産間伐を通常事業、保育間伐を税活用事業とする理由

(1) 限られた税財源で、費用のかかる生産間伐に高率補助した場合、間伐する面積を減少させざるを得ず、結果として里山整備が進まなくなってしまうため、生産間伐を通常事業 7/10 補助、保育間伐を税活用事業 9/10 補助と仕分けして行う方が、より効果的・効率的に里山整備が行える。

図A 間伐に要する費用と財源

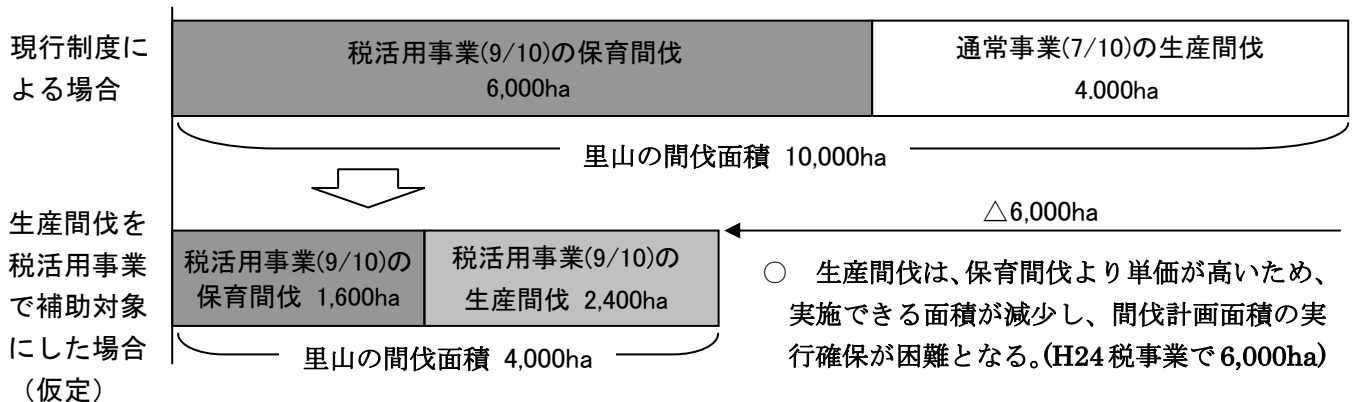


【表 1 間伐の費用と負担額のモデル】

区分	林内作業の経費				生産材積(m ³) E	輸送・販売経費		所有者等負担額計(円/ha) H=D+F+G	損益分岐点の間伐材販売額(円/m ³) H/E	
	事業費(円/ha) A	補助率(%) B	補助額(円/ha) C=A×B	補助残額(円/ha) D=A-C		輸送経費(円/ha) F=E×2,000	市場経費(円/ha) G=E×1,500			
生産間伐	通常事業(7/10補助)	411,300	70%	287,900	123,400	35	70,000	52,500	245,900	7,000
	税活用事業[仮定](9/10補助)	411,300	90%	370,100	41,200	35	70,000	52,500	163,700	4,700
保育間伐	通常事業(7/10補助)	167,700	70%	117,300	50,400	—	—	—	50,400	—
	税活用事業(9/10補助)	167,700	90%	150,900	16,800	—	—	—	16,800	—

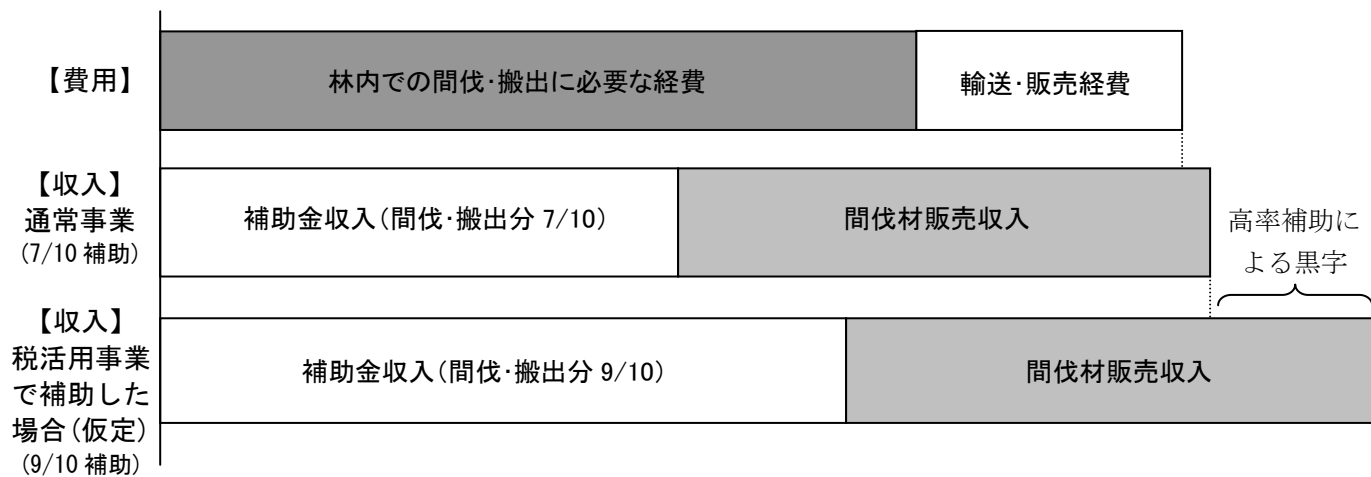
※ 造林事業の標準経費から試算(除伐なし、成立本数 1,500 本/ha、間伐率 33%、保育間伐は玉切りなし、生産間伐は列状間伐、市町村補助なし)

図B H24における里山の間伐面積(イメージ)



- (2) 間伐材を生産すれば収入が得られるため、税活用事業の9/10ではなく、通常事業の7/10の補助で実行は可能。なお、通常事業では赤字となる場合だけに限り高率補助することも困難である。また、一定の収入のあがる生産間伐に、高率の補助を行うことは、納税者の理解を得られない。(税活用事業により収支が黒字となる場合には、補助金を返還すべき等)

☒C 生産間伐における費用と収入(イメージ)

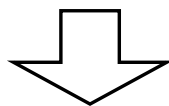


林業再生プロジェクトの取組みについて

本来の生業としての林業の復活と健全な森林整備を推進するため、川上から川下まで、森林整備から間伐材の流通・利用までをパッケージングした取組みを地方事務所ごとに実施する。

● 背景

- 森林を健全に育成していくための『信州の森林づくりアクションプラン』の計画的実施
- 利用段階に入ってきた森林資源の有効活用
- 社会情勢の変化
 - ・ 世界的な素材不足
 - ・ 新流通、新生産システムに伴う国内情勢の激変
 - ・ 「地域の木材産業衰退」と「皆伐・造林未済地の激増」の危険性



健全な森林を持続的に維持していくために長野県はどうするか

林業再生プロジェクト

県(地方事務所)が中心となって、行政・業界が一体となった具体的な活動を展開

● 活動のテーマ

- 1 間伐の推進と多様な森林への誘導を通じた信州の木の安定供給
- 2 県産材の生産流通体制の整備による主産地形成

● 手法

- 1 森林組合等による提案型施業の実施、森林の団地化、施業の集約化
- 2 間伐や、大面積皆伐によらない主伐(带状或いはモザイク状伐採)に対応した、生産性の高い搬出システムの追及と普及・定着
- 3 川上と川下を結ぶ機能(情報センター的機能、次世代型供給システム構築等)の強化
- 4 10地方事務所ごとにプロジェクトを推進

● ポイント

- 1 施策の集中(ハード、ソフトを問わず林務部の施策を現場で集中)
- 2 継続と発展(PDCAサイクル)
- 3 集団化と連携(面的な集団化と川上から川下までの連携)

● 平成20年度活動計画

目標：素材生産量 30万m³

● 共通テーマ(県内で一斉に実施)

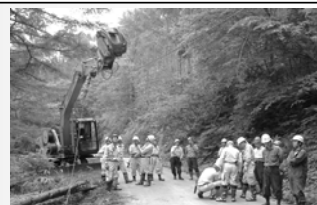
1 森林の団地化・施業の集約化

零細な個人有林を団地化して、効率的な森林整備と間伐材の搬出を推進



2 高度間伐技術者集団の育成

実践研修の中から団地化、施業提案、低コスト搬出ができる地域のトップランナーを育成



3 間伐材搬出システムの確立

地域に適合した搬出システムを構築し、低コスト化を推進



4 地域材加工体制の構築

地域の樹種構成や素材生産体制等を踏まえ、流域ごとに地域材加工拠点を整備



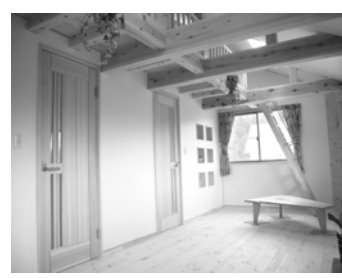
● 重点テーマ(地域特有の課題の解決を目指す)



例：作業路の整備



例：地域材の加工体制整備



例：地域材を利用した家づくり